

市第146号議案 平成19年度横浜市一般会計補正予算(第3号) 環境創造局部分
市第153号議案 平成19年度横浜市下水道事業会計補正予算(第1号)

〈市第146号議案〉

1 歳入歳出予算の補正

(1) よこはま協働の森基金事業(予算議案5頁、予算説明書61頁)

寄付金及び基金運用益の18年度からの繰越分を積み立てるため10,357千円の事業費を増額します。
これにより、補正前の額1,212,648千円に対して、補正後の計は1,223,005千円となります。

単位：千円

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	財 源			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
環境活動事業費	1,212,648	10,357	1,223,005	0	0	0	10,357
よこはま協働の森基金事業費	26,000	10,357	36,357	0	0	0	10,357
その他事業費	1,186,648	0	1,186,648	0	0	0	0

(2) 公園整備事業及び特別緑地保全地区指定・買入等事業

(予算議案5、8頁、予算説明書52、53、56、61、68頁)

国庫補助認証の増等により、公園整備事業費で3,161,175千円、特別緑地保全地区指定・買入等事業費で1,585,322千円をそれぞれ増額し、公園緑地整備費全体で、4,746,497千円の事業費を増額します。

これにより、補正前の額23,340,134千円に対して、補正後の計は28,086,631千円となります。

単位：千円

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	財 源			
				国庫負担金	国庫補助金	市債	一般財源
公園緑地整備費	23,340,134	4,746,497	28,086,631	1,117,018	625,374	2,495,000	509,105
公園整備事業費	20,963,380	3,161,175	24,124,555	1,117,018	△9,750	1,544,000	509,907
特別緑地保全地区 指定・買入等事業費	1,961,876	1,585,322	3,547,198	0	635,124	951,000	△802
その他事業費	414,878	0	414,878	0	0	0	0

(3) 河川整備事業（予算議案5頁、予算説明書53、54、55、61頁）

都市基盤河川改修事業、準用河川改修事業及び流域貯留浸透事業における補助認証の増により、都市基盤河川改修事業費で356,366千円、準用河川改修事業費で126,342千円、流域貯留浸透事業費で102,720千円をそれぞれ増額し、他方で、河川環境整備事業費において、補助認証の減により△99,480千円を減額し、差し引き485,948千円の事業費の増額をします。

これにより、補正前の額6,914,000千円に対して、補正後の計は7,399,948千円となります。

単位：千円

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	財 源				
				国庫補助金	県補助金	市債	その他	一般財源
河川整備費	6,914,000	485,948	7,399,948	330,608	162,340	0	△7,000	0
都市基盤河川改修事業費	5,671,000	356,366	6,027,366	169,000	162,340	169,000	△7,000	△136,974
準用河川改修事業費	531,000	126,342	657,342	108,700	0	△186,000	0	203,642
流域貯留浸透事業費	402,000	102,720	504,720	60,825	0	109,000	0	△67,105
河川環境整備事業費	310,000	△99,480	210,520	△7,917	0	△92,000	0	437

(4) 下水道事業会計繰出金（予算議案6頁、予算説明書65頁）

下水道事業会計における低金利借換等の実施時期の変更等により、繰出金を206,977千円増額します。これにより、補正前の額65,035,704千円に対して、補正後の計は65,242,681千円となります。

単位：千円

区 分	補正前の額 A	補正額 B	計 A+B	財 源			
				国県支出金	市債	その他	一般財源
下水道事業会計繰出金	65,035,704	206,977	65,242,681	—	—	—	206,977

2 繰越明許費の設定（予算議案9頁）

公園整備事業及び河川整備事業において、関係機関や地元との調整に不測の日時を要した等の理由により、繰越明許費の設定を行います。

事業名	設定額	備 考
公園整備事業	1,552,000千円	新横浜公園など15公園
河川整備事業	3,090,000千円	宇田川、今井川など15河川及び上品濃公園雨水貯留施設ほか4か所

〈市第153号議案〉

1 補正に至る事由

地方財政の厳しい現状を踏まえて、過去に借り入れた高金利（5%以上）の公的資金（旧資金運用部資金・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）を補償金※を支払わずに繰上償還することや、民間資金等で低金利借換することが可能となる制度が、21年度までの臨時特例措置として制度化されました。

下水道事業会計においては、過去に借り入れた7%以上の借入金の約963億円が本制度の対象となり、将来的な利子負担の軽減など経営健全化に向けた取組を促進することができます。

※ 本来、自治体が公的資金を任意で繰上償還する際には、繰上償還に伴って生じる貸し手の利息収入の損失に応じて補償金を支払う必要がありますが、この特例措置によって補償金を支払わずに借換・繰上償還を行うことが可能となりました。

(1) 低金利借換・繰上償還対象額

【実施時期別内訳】

(単位：億円)

	対象利率	対象残高	19年度 (H20年3月実施)	20年度 (H20年9月・ 21年3月実施)	21年度 (H22年3月実施)
下水道事業会計	7%以上	963	963	0	0

※ 対象額残高の内訳は、旧資金運用部資金664億円、公営企業金融公庫資金299億円

(2) 低金利借換等による経営健全化効果

- 民間資金による低利借換及び繰上償還を実施することにより、平成20年度以降7年間に渡り、現時点では約150億円の利子負担が軽減される見込みです。(見込額は、最近の金利動向を反映した想定利率で算出していますが、今後実際に借り換えるに当たり、利子負担軽減額は変動します)
- なお、19年度は、年度末に低金利借換等を実施することから利子負担軽減効果は生じません。20年度予算では、利子軽減額として約48億円を見込んでいます。

【公営企業経営健全化計画について】

低金利借換及び繰上償還の対象となるには公営企業経営健全化計画を作成し、国に承認されることが条件となり、昨年末に国から承認を得ています。

計画の主な内容は以下の通りで、既存の下水道事業中期経営計画2007に基づき作成しております。

- ◆ 計画期間：平成19～23年度（既存計画の期間外は最終年度の数値で整理）
- ◆ 計画内容：経営上の課題分析
今後の収支状況・指標の見通し
経営健全化に関する施策(職員数の削減等)及び改善効果額

2 補正内容

当初予算に計上していた公営企業金融公庫による高金利対策借換債約372億円にかえて、高金利の公的資金借入金の低金利借換等約963億円を実施することなどに伴う補正